

2013年漁業センサスにご協力を

観光商工課 ☎66・1118

11月1日、水産業を営んでいるすべての世帯や法人を対象として、全国一斉に5年に1度の漁業センサスを実施します。

日本の漁業の生産や就業の状況、漁村や水産物の流通・加工業の実態を把握します。調査員が伺いましたら、調査票の記入をお願いします。調査結果は、水産基本計画に基づき水産行政施策の企画・立案・推進のために活用されます。調査内容を統計の作成以外の目的に使用することは一切ありませんのでご安心ください。

10月は土地月間 10月1日は土地の日

都市計画課 ☎66・1142

土地は限りある資源です。将来の子どもたちのため、明日の豊かな暮らしのためにも土地の有効利用が大切です。

この機会にぜひ、土地の有効利用について考えてみませんか？

10月は「グリーン排水 推進月間」および 「浄化槽強調月間」

環境清掃課 ☎57・4100

私たちが日常生活から出す排水は、川や海などの水の汚れの大きな原因となっています。愛知県では、毎年10月を「グリーン排水推進月間」及び「浄化槽強調月間」と定め、家庭での生活排水対策や浄化槽の適正管理などを呼びかけています。生活排水対策は、一人ひとりの取組が大きな効果をあげます。皆さんも、できることから始めてみませんか。

●身近な生活排水対策

- ・食べ残し・飲み残しを減らす
- ・排水口の三角コーナーやきりネットで汚れを取り除く
- ・使用済み油は新聞紙などに吸わせて可燃ごみとして捨てる
- ・食器や鍋の油污れはまず新聞紙などで拭き取る
- ・洗剤は適量を測って使う

●浄化槽の適正な管理

浄化槽を管理するすべての方は、法律により保守点検・

清掃を実施し、法定検査を受けなければならないとされています。浄化槽を適切に長く使用するため、適正に管理しましょう。

井戸水を使用している方の 下水道使用料について

下水道課 ☎66・1140

現在、井戸をお持ちで下水道に接続しているご家庭の下水道使用料は、申告に基づいて次のように認定しています。

- トイレの水洗水
1人につき1㎡/月
- 台所の使用水
1人につき1㎡/月
- 洗濯の使用水
1人につき1㎡/月
- お風呂の使用水
1世帯2人まで4㎡/月、2人を超えると1人増すごとに1㎡/月を加算。

※なお、上水道と井戸水を併用している場合は、認定水量の2分の1です。
家族の人数や井戸水を使う場所が変更した場合も印鑑を持参の上、下水道課へ届けてください。
また、家を取り壊し、下水道を使用しないときも届出が必要です。

「少しぐらいなら…」、「昔はよかったのに…」とは言うけれど…

ごみの屋外焼却(野焼きなど)は原則禁止されています!

ごみの屋外焼却(野焼き)で発生する煙が臭い、洗濯物に臭いがつく、体調不良(喘息・のどの痛みなど)を起こす、といった苦情が多く寄せられています。また火災の危険性もあり、周りの方が非常に迷惑をしています。

野焼きは原則禁止ですが、たき火など日常生活を営む上で通常行われる軽微な焼却など、例外として認められるものはあります。この例外に当てはまるような場合であっても、近隣の住民に迷惑を掛けるなど、周辺地域の生活環境へ悪影響を与える焼却を行うことは認められていません。やむを得ず焼却を行う場合、蒲郡市火災予防条例に規定する「火災と紛らわしい煙又は火災を発生する恐れのある行為」に該当し、消防署への届出が必要です。ただし、消防への焼却行為の届出制度は、火災予防の観点から設けられたものであり、届出によって野焼きが合法化(許可)されるものではありません。

問合せ先 消防本部予防課 ☎68・0937

野焼きをなくすためには

- ▶少量のごみは可燃ごみの収集日に出すようにしましょう。
- ▶草木などを多量に刈った際は、一色不燃物最終処分場に持ち込むようにしましょう。運搬用軽トラックの無料貸し出しを環境清掃課(クリーンセンター)で行っています。ご利用ください。

野焼きは5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金!! 十分注意してください。

問合せ先 蒲郡警察署生活安全課 ☎68・0110



環境清掃課 ☎57・4100